

監査公表第 562 号

平成 17 年 4 月 4 日監査公表第 516 号において公表した平成 16 年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により、京都市長から通知があったので、次のとおり公表します。

平成 19 年 7 月 18 日

京都市監査委員 棕田知雄
同 柴田章喜
同 江草哲史
同 藤井昭

平成 16 年度包括外部監査結果に対する措置状況

「京都市立病院事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について」

I 財務について

医業収益について

(保健福祉局 - 1)

監査結果
<改善を要する事項>
3 平成 15 年度に約 105,960 千円の違算額が発生し、同額の調定額の減額が行われていたことについて、市立病院内ではチェック機能が働かず、特に問題であるという認識はされていなかった。 毎月の経理処理を見るだけでは、誤りが発見しにくくても、それらの流れを年度単位で表示させることにより、全体的な矛盾がわかりやすくなる。今後は、数値上の矛盾を早期に発見するために過去 12 ヶ月間の収納整理一覧表を毎月作成し、医事課と経理課で内容を検討されたい。

講じた措置
平成 17 年 4 月以降、毎月の調定額変更決定の際に、収納整理一覧表を添付し、医事課及び管理課（組織改正により経理課は管理課に統合）で内容をチェックするよう改めた。

監	査	結	果
<改善を要する事項>			
4 診療報酬請求事務について、委託契約の仕様書どおりに履行されていない例が見受けられた。この業務のうち特に査定原因の把握や分析は、審査減等を減らすためにも有効であり、市立病院の会議・研究会の資料としても役立つものである。 委託先によってその業務が委託契約書・仕様書のとおりに確実に履行されるよう指導されたい。			

講	じ	た	措	置
保険診療報酬は病院収益の根幹をなすものであり、健全な病院運営には不可欠なものである。診療報酬の確保のためには、査定原因の把握や分析は有効であると認識しており、院内に保険診療委員会を設け委託先が作成した資料を参考に毎月、査定原因の把握と分析、改善策の検討を行っている。同委員会での検討に際しては、診療報酬請求事務に精通した委託先担当職員の参加や積極的な提言が、不可欠であると考えているため、委託契約書の業務仕様書に当該業務を指定している。同委員会における基礎資料の提出や、委託先職員の出席参加といった、業務契約書・仕様書に従った委託内容は履行されており、引き続き審査減等を減らすのに有効な提言を行うよう委託先に指導した。				

一般会計負担金・補助金について

監	査	結	果
<改善を要する事項>			
一般会計からの負担金の額を決定するに当たっては、減価償却費の計上と企業債元利償還金の元金相当額の二重計上を改められたい。 また、補助金の額の決定に当たっては、補助金は地方公営企業法第17条の3に規定する経費負担の臨時例外的なものであるという趣旨に則り、その交付理由を項目ごとに明確にされたい。			

講	じ	た	措	置
---	---	---	---	---

平成 18 年度予算から一般会計からの負担金の額を決定に際しては、減価償却費の計上を取りやめた。

(保健福祉局－4)

監	査	結	果
---	---	---	---

<監査意見>

地方公営企業法第 17 条の 2 第 1 項における経費とは、直接的に要した金額のみならず間接的に要した金額も含まれるものと解される。一般会計負担金を交付する際に間接的な経費も考慮されたい。

講	じ	た	措	置
---	---	---	---	---

平成 18 年度予算から清掃業務委託料について、清掃総面積に対する負担金対象面積の割合に応じて経費を案分するなど、間接的に要した金額についても、一般会計負担金を算定する際に考慮するよう改めた。

未収金の管理について

(保健福祉局－5)

監	査	結	果
---	---	---	---

<改善を要する事項>

3 過年度の未収金については、消滅時効が到来するまでに未収金を回収する努力を最大限行うべきではあるが、5 年の消滅時効（地方自治法第 236 条）の到来した未収金については不納欠損処理を行うべきである。

講	じ	た	措	置
---	---	---	---	---

過年度の未収金については、消滅時効が到来するまでは、支払い相談や電話による支払い催告、文書による支払い催告等、回収に努めているところであるが、未収金として計上されている入院分のうち、最終時効中断から5年以上が経過しているものについては、地方自治法の規定に従い平成16年度決算において不納欠損処理を行った。

貯蔵品について

(保健福祉局-6)

監	査	結	果
---	---	---	---

<改善を要する事項>

- 1 実地たな卸の立会については、貯蔵品管理の適正を担保する意味からも必要である。立会人選定はその物品の受扱に関係のない者を選べばよいのであるから、早急に立会人の選定方法を定められたい。

講	じ	た	措	置
---	---	---	---	---

平成17年度たな卸から、物品の受扱に関わらない管理課管理係長を立会人に選定することとした。

(保健福祉局-7)

監	査	結	果
---	---	---	---

<改善を要する事項>

- 3 薬品の期末たな卸高の差異については早急に是正されたい。この差額の2億円余りは、決算の未処分利益剰余金を2億円余り減らしており、平成15年度末の当年度未処分利益剰余金がゼロであるので、結果として一般会計補助金を通じ、市から2億円余の補助を余分に受けたことになっている。是正の処理としては、前期損益修正益で貯蔵品を受け入れる方法によるべきである。

講	じ	た	措	置
実地たな卸すべき薬品の品目については既に精査しており、平成15年度において、9,015,899円計上していたが、平成16年度決算においては、141,369,804円計上し、適切なたな卸額となるよう改善した。				

固定資産について

(保健福祉局-8)

監	査	結	果
<改善を要する事項>			
1 減価償却の処理について、資産番号2316気管支鏡の償却計算の誤りは、平成16年度で過年度損益修正損として償却費を計上すべきである。また、除却処理の誤りについて、平成14年度と平成15年度の資産減耗費の過少計上1,470,917円は過年度損益修正損として減価償却累計額を増加させ、平成16年度では正すべきである。			

講	じ	た	措	置
指摘のあった減価償却及び除却処理の誤りについては、平成16年度決算において正しく計上した。				

(保健福祉局-9)

監	査	結	果
<改善を要する事項>			
2 固定資産の管理について、償却計算や除却処理の誤り及び取得価額の不適切な分割が見受けられたので、決算上の固定資産の残高と固定資産一覧表の残高を照合し、誤りのないようされたい。			

講 じ た 措 置
指摘のあった固定資産の管理上の誤りについては、平成16年度決算において正しく計上した。

契約について

(保健福祉局-10)

監 査 結 果
<p>＜改善を要する事項＞</p> <p>3 特命随意契約により契約を行う場合には、特命によらなければならない特段の理由が必要であるが、現在行われている特命随意契約については、その理由が明らかにされていないものが多く、さらにその業務内容についても、特命による必要性がないと思われるものが多く見受けられた。</p> <p>契約の透明性と公正性を確保し、競争性を高めるためにも、今後は特命随意契約をできる限り排除し、入札や見積合わせにより契約を締結されたい。</p>

講 じ た 措 置
平成18年度の契約決定に際しては、特命による必要性については透明性と競争性の確保の観点から検証を行ってもなお特命の必要性があると判断できるもののみ、理由を記載したうえで、特命随意契約を継続することとし、その他の案件については、入札や見積合わせにより契約することとした。

監	査	結	果
<改善を要する事項>			
4 医療機器の保守契約は委託契約であり、院長の専決規定の「委託の決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関すること」に該当する。この規定によると院長は1件50万円以下のものしか委託の決定ができないが、この金額を超えて契約がなされていた。今後は専決規程を遵守されたい。			

講	じ	た	措	置
委託契約の専決規程については、監査対象となった平成15年度契約締結時点では、院長に1件50万円以下の専決権限が存在したが、平成16年5月の京都市事業所の長等専決規定の改正により院長の専決権限を廃止した。これに伴い「物件、労力その他の調達」及び「委託」を包括する「物品等の調達」の区分が設けられ、「1件1,000,000円以下の物品等の調達決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関すること」については、京都市立病院事務局長に専決権限を付与した。				
委託契約の決定にあたっては、改正後の専決規程を遵守したものとなるよう1,000,000円以下の医療機器の保守契約については、京都市事業所の長等専決規定に基づき適切な決定権者の決裁を受けることとし、1,000,000円を超えるものについては、京都市局長等専決規程に基づき適切な決定権者の決裁を受けるよう改めた。				
委託契約の決定に当たっては、改正後の専決規程を遵守し適正に処理していく。				

保育所の運営について

(保健福祉局-12)

監査結果

<改善を要する事項>

1 市立病院においては院内保育所の必要性はなく、廃止の方向で検討すべきであるが、廃止までの間は以下の項目について改善されたい。

運営委員会による院内保育所の運営は組織内部に対する委託である。内部に対する委託は運営主体が曖昧となり責任の所在がはっきりしない。また、運営委員会の人事費をはじめ、支出の内容が予算審議や直接的な監査の対象外となり、不明朗である。さらに現状では委託料が特命随意契約による実費弁償となっており、まったく競争原理が働かず、予算の節約ができない。

管理課の職員が決算や消費税の申告に携わることは、地方公務員法に照らして職務専念義務に反する可能性がある。また、病院の職員による消費税の申告書の作成は税理士法に抵触している。

税務面からも次のようなことがいえる。法人税の納税義務は明らかであり、これを無申告としていることは誤りである。消費税についても市立病院全体で過不足を生じる恐れがある。プレハブ建物に対する固定資産税の徴収漏れは、その課税当局が京都市そのものであり、行政執行上対処されたい。

社会保険・労働保険の面からも園長の雇用保険の加入誤りやアルバイト職員の労災保険の申告漏れなど問題がある。

以上のように現行の運営委員会方式は、多くの問題を抱えている。これらの問題を解決するため、直ちに運営委員会方式を廃止し、青いとり保育園の運営を独立させ、競争入札により、純然たる委託に切り替えるべきである。そして競争原理を働かせ、委託先に経費節減を促し、少しでも市立病院の財政負担の減少を図るべきである。

講じた措置

決算や消費税申告処理は、園長が事務処理を行なうよう改善した。

社会保険の届出や労働保険の申告書の代表者を園長から事務局長に変更することにより、雇用保険の加入誤りを是正した。

アルバイト職員の労災保険の加入についても是正を行った。

監	査	結	果
<改善を要する事項>			
3 運営委員会方式廃止までは、委託契約の仕様書を変更すべきである。仕様書では乳児40名、幼児5名以内が院内保育所の定員であるが、現状は幼児が多くこの基準を満たしていない。施設や人員からはこれを変更してもとくに問題がないと思われる。			

講	じ	た	措	置
平成17年9月に仕様書のうち児童保育数を規定した部分について、従前は「児童保育数は、乳児40名、幼児5名以内とする。」としていたものを、実態に合せて、「児童保育数は、乳児及び幼児を合せて45名以内とする。」と変更する変更契約を締結した。				

監	査	結	果
<改善を要する事項>			
4 保育料の決定に誤りが見受けられたため、早急に是正されたい。合わせて、担当職員の税務知識の向上をはかるための研修を実施されたい。			

講	じ	た	措	置
指摘のあった保育料の誤りについては、調定額の変更手続を実施するとともに、平成17年度以降についても適正な事務処理を行うことができるよう、担当職員の税務知識の向上を図るための、税務勉強会を行った。				

栄養科の業務について

(保健福祉局-15)

監	査	結	果
<改善を要する事項>			
配膳、下膳、食器洗浄業務の委託契約について、業務内容が競争に適さないということであれば、その業務を効率的かつ効果的に遂行することができる者が、その1者しか存在しないことの具体的な理由を示す必要がある。 そのような具体的な理由を示せないのであれば、原則どおり競争入札を行うべきである。			

講	じ	た	措	置
平成17年度の契約から調度課での競争入札方式に変更した。なお、応札は1者のみであり、結果として調度課での随意契約となった。				
平成18年度の契約については、委託業務の範囲を調理業務に拡大したため、病院給食が入院患者への治療の一環として行われ高度な公共性を有するものであることを十分に認識し、業務遂行能力においても、クックサーブ方式による食事の提供が安全かつ円滑に行われ、優れた献立作成・調理能力を有するスタッフを、限られた予算の範囲内で安定供給し得る業者を選定して委託する必要があった。このため、一般競争入札ではないが、給食業務について、一定の実績のある6者に対して事業提案を求める、簡易プロポーザル方式による事業者選定を行った。なお、結果として、応募事業者が1者であったため、応募のあった事業者と随意契約を締結した。				

(保健福祉局-16)

監	査	結	果
<監査意見>			
給食業務において採算をとるために、栄養科の損益計算書とそれぞれの科目の分析結果を参考にして、食事サービスの質が確保できるよう配慮しつつ、業務の委託化について検討されたい。			

講 じ た 措 置
平成18年度から一般食については、給食業務において、食事サービスの質を確保しつつ採算面の改善も図ることができるよう、業務の委託化を図った。

行政財産の目的外使用について

(保健福祉局-17)

監 査 結 果
<p><改善を要する事項></p> <p>使用者に対する光熱水費等の実費相当額の負担額の算出方法において、消費税を重複して計算しており、これは実費相当額の負担とはいえない。使用者から実費相当額を徴収する方針であれば、正しく改める必要がある。</p>

講 じ た 措 置
指摘のあった光熱水費等の実費負担相当額に係る消費税が重複することのないよう指摘の趣旨を踏まえて適切に処理した。

III 病院の機能について

(保健福祉局-18)

監 査 結 果
<p><監査意見></p> <p>市立病院が、公的病院としての高度医療等の機能を十分に發揮し、又、地域医療支援病院の指定を受けるためには、病診連携を強化する必要がある。そのためには、医療機関だけへの働きかけでなく、患者に対しても病診連携の目的や仕組みを病院のホームページや市民しんぶん等に掲載する方法を用いて十分な理解が得られるよう努められたい。</p> <p>また初診料特定療養費については、その診療費が設定された趣旨を生かすためにも現状の金額が適正かどうか検討されたい。</p>

講	じ	た	措	置
---	---	---	---	---

初診料特定療養費については、平成17年4月1日から520円を1,050円に改定した。

IV 個人情報の保護について

(保健福祉局-19)

監	査	結	果
---	---	---	---

<改善を要する事項>

総合情報システムのサーバが設置されている機械室において、施錠管理がされているかどうかの十分な確認がなされていなかった。部外者の侵入による個人情報データの漏洩、ハードウェアの損傷などを防ぐためにも、常時施錠の徹底をするとともに、入退室が確実に管理できる装置を設置するなど、早急に対策を講じられたい。

又、過去のデータの記録媒体の保管については、常時施錠可能な場所に保管するなど、個人情報の保護に十分な対策を講じられたい。

講	じ	た	措	置
---	---	---	---	---

平成17年度には、機械室の施錠管理については、運用において夜間においても確実に施錠するように徹底するとともに、オートロック機能を有する施錠方式に改善した。

また、データの記録媒体の保管については、施錠できる金庫での保管に改善し、個人情報保護に努めている。

更に、平成18年度には、入退室管理を厳密に行うため、施錠方式をオートロック方式から、複製しにくい鍵による施錠方式に変更し、医事課において鍵を管理し、入退室についての記録簿を整備するとともに、機械室の入口に監視カメラを設置し、入退室時に自動的に静止画像を記録する画像記録装置を設置した。

監	査	結	果
<監査意見>			
<p>委託業者との業務委託契約においては、個人情報の保護対策が十分に講じられるように契約を行い、委託業者がセキュリティポリシーを遵守すること、委託業者がセキュリティポリシーを遵守しなかったときの措置及び委託業者が市立病院に損害を与えたときは損害賠償責任を負うことを契約書に記載し、委託業者のセキュリティポリシーの遵守を徹底させる必要がある。さらに、委託契約書上の措置に留まらず、個人情報保護の誓約書を交わすことも検討されたい。</p> <p>又、市立病院における個人情報の保護に関する取組を市民に対して明らかにする必要がある。そのためには、財団法人日本情報処理開発協会の「プライバシーマーク」認証取得のような外部の認証機関による審査を受けることを検討する必要がある。</p>			

講	じ	た	措	置
電算機システムの開発・保守・管理に係る業務委託契約については、個人情報保護法の施行を踏まえ、平成17年度から委託業者にセキュリティポリシーの遵守を徹底させるとともに個人情報保護の誓約書を交わすこととした。				
また、平成18年度には、業務委託の再委託先についても、個人情報保護を徹底させることができるよう、再委託に関する覚書を締結し、更に平成19年度には、従来の委託先及び再委託先により構成されるコンソーシアムと業務委託契約を締結することにより、全委託業者に契約上の個人情報保護義務を課すことができるようになるとともに、再委託は禁止することとした。				
外部の認証機関による審査については、平成16年度に(財)日本医療機能評価機構による病院機能評価を受審した際に、「情報管理機能の整備と活用」と「プライバシー確保への配慮」の項目が審査対象となっており、評価結果は5段階評価で3の中間的という評価を受けている。				
今後とも、患者様が安心して医療を受けられるよう、個人情報の適切な取り扱いやプライバシーへの配慮に取り組んでいく。				

(監査事務局第一課)